

議 事 録

第 23 回 定 例 総 会

令和元年6月10日

太田市農業委員会第23回定例総会議事録

開会日時 令和元年6月10日(月) 午後 2時
 閉会日時 令和元年6月10日(月) 午後 3時20分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
 5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
 (21人) 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
 13 山田 清作 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫
 17 清水 由紀江 18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子
 21 片亀 昌子

欠席委員 22 中村 薫
 (1人)

出席職員 富宇加局長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
 (7人) 大澤主任 青木主任 野村主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
 議案第6号 下限面積(別段の面積)の設定について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
 について

協議事項 (1) 農業委員会事務の実施状況等の公表について
 (2) 令和2年度農林関係税制改正に関する要望について

その他 新規就農者聞き取り調査用紙について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第23回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員21名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、3番 木暮 昌弘 委員 と 4番 中村 博正 委員の2人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の大澤主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事務局 議案書3ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番と2番ですが、6月5日付にて取り下げになりました。これに伴いまして、2ページの提出件数は、右上の部分に14とありますが、今回12件になります。よろしく願いいたします。

続きまして、22、23ページをごらんいただければと思います。報告第3号 農地法第5条の農地転用届出についての番号13番から18番の一番右の受理年月日が平成31年とありますが、申しわけございません、令和元年に訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

5 議事顛末

議長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地4,286㎡について、デイサービス施設の建設計画が中止となったため、許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づいて調査した結果を報告します。

願出人は、デイサービス施設の建設計画が中止となったため、許可を取り消したいということです。現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取り消し相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は12件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数12件について、朗読し詳細に説明する。

3番から9番については、元吉沢ゆりの里敷地内の農地の一部を一括して佐野市在住の方が買い受ける申請ですので、一括して説明させていただきます。今年3月の定例総会でもゆりの里敷地内の農地についてご審議いただきましたが、相続等の手続が完了していない農地が残っており、本件は残りのうちの一部の申請となります。譲渡人7名、吉沢町の土地 畑 計16筆、計5,452㎡、農地を取得し、芝の栽培を行い、隣接のゴルフ場に販売したい。

10番 新田村田町の土地 畑 1,142㎡ 外1筆、計1,440㎡、農地を譲り受け経営規模を拡大したい。

11番 新田小金井町の土地 田 963㎡、農地を譲り受け経営規模を拡大したい。

12番 新田市野井町及び新田小金井町の土地 畑 2,177㎡ 外1筆、計3,239㎡、農地を譲り受け経営規模を拡大したい。

13番 寺井町の土地 田 5,502㎡、農地を譲り受け経営規模を拡大したい。

14番 大久保町の土地 畑 1,180㎡、農地を譲り受け経営規模を拡大したい。

3番から14番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しな

いため許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号3番から9番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 それでは、第2地区から報告いたします。
議案第2号3番から9番までまとめて説明いたします。これらは既に閉鎖した吉沢ゆりの里の跡地を譲受人が買い取り、芝の栽培を行い、隣接するゴルフ場に販売するという件で、大方申請許可となった残りの区画で、相続等で遅れて申請になった分であります。先般、許可基準チェックリストに基づき現地調査をした結果、農地法第3条の規定に照らし、許可相当と地区協議会で判断しましたが、再度審議のほど、お願いいたします。
なお、許可がおりている区画では草刈り等が既に実施されております。また、違反転用の部分があった駐車場付近の土地ですが、こちらも復元されておりますことをあわせて報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号3番から9番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番から9番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号10番から13番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号13番については第3地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

19番委員 番号10番から13番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

10番から13番、いずれも譲受人と借受人、譲渡人、同様の申請理由ですので、まとめてご報告したいと思いますが、よろしく願いいたします。10番から13番、いずれも譲受人、借受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のためであります。現地を確認したところ、各案件ともに周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

3番委員
番号13番の申請地ですけれども、現地確認したところ、農地であり、特に問題はなく、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
ただいま、第5地区協議会及び第3地区協議会より番号10番から13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員
なし。

議長
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号10番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長
全員賛成でありますので、番号10番から13番を許可とすることに決定いたします。

議長
続いて、番号14番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員
14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は規模拡大のためキャベツを作付する予定です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題なく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
ただいま、第6地区協議会より番号14番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員
なし。

議長
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 14 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は 4 件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数 4 件について、朗読し詳細に説明する。
- 1 番 龍舞町の土地 1,224 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
農業用倉庫・農機具置き場用地として転用するものです。
- 2 番 新田小金井町の土地 1,061 のうち 39.42 m²、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、問題ないと考えます。
農機具置き場用地として転用するものです。
- 3 番 新田市野井町の土地 99 m²、外 1 筆、計 152 m²、農地区分 第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。
農家住宅用地として転用するものです。
- 4 番 大原町の土地 586 m²、農地区分 農用地、農業用倉庫用地として転用するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い

いたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は営農規模の拡大に伴い、現在使用している農業用倉庫及び農機具置場が手狭となり老朽化も進んでいることから、申請地を転用し、利用したいということです。現地を確認したところ、東は用水路で、挟んで田んぼです。北と南は畑、西は道路で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありました

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。

議長 続いて、番号2番と3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は農機具置場用地として使用しており、このほど、農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、南は宅地、東、北は申請人の農地、西側は道路となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

20番委員 番号3番について、許可基準チェックリストに基づき現地調査を行い、第5地区協議会で審議した結果を報告いたします。申請人は、父から相続した土地にポンプ小屋と農業用物置があり、調査をしたところ、許可を得ずに農家住宅の一部として使用していたことが判明したため、是正したいとのことです。始末書も添付されており、問題ないものと意見決定いたしました。周囲は、北側は道路、西側は農地、東側

は住宅、南側は農地となっており、周辺農地に支障はないものと思います。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号2番と3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。申請人は、調査をしたところ、許可を得ずに、平成元年4月から農業用倉庫用地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。周囲は、西が自宅、南が畑、東が住宅、北が道路となっています。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 1,833 m²について、太陽光発電用地として計画変更するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、事務所、社宅、倉庫及び資材置場として計画していましたが、諸事情により実行できなくなったため承継するものです。承継者は、議案第5号36番と関連しますが、太陽光発電を設置するために計画変更するものです。承認相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。

提出件数は36件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数36件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 298 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断

されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林北町の土地 287 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 308 m² 外1筆、計380.24 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林北町の土地 154 m² 外2筆、計217 m²、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。

5番 台之郷町の土地 358 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 3,033 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

7番 上小林町の土地 1,255 m² 外1筆、計3,890 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

8番 上小林町の土地 310 m² 外2筆、計5,817 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

9番 上小林町の土地 2,798 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

10番 上小林町の土地 2,008 m² 外2筆、計5,068 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

11番 上小林町の土地 1,945 m² 外1筆、計2,096 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

12番 矢場町の土地 270 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

仮設事務所及び資材置場、駐車場用地として一時転用するものです。

13番 矢場町の土地 畑 229 m²、農地区分は農用地、仮設事務所及び資材置場、駐車場用地として一時転用するものです。12番、13番は

一体利用としての土地利用となっております。

14番 東金井町の土地 2.63 m² 外3筆、計317.52 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 安良岡町の土地 424 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 東長岡町の土地 274 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 沖之郷町の土地 585 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

18番 緑町の土地 922 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

19番 緑町の土地 1,108 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

20番 只上町の土地 416 m² 外1筆、計1,297 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

21番 吉沢町の土地 81 m² 外2筆、計577 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

22番 吉沢町の土地 田 421 m²、外3筆、計1,443 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業所用地として転用するものです。

23番 寺井町の土地 439 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

24番 大館町の土地 942 m²、農地区分 第二種、太陽光発電システム設置用地として転用するものです。

25番 出塚町の土地 276 m² 外1筆、計285.91 m²、農地区分 第二種、露天駐車場及び資材置場用地として転用するものです。

26番 新田中江田町の土地 500 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 新田赤堀町の土地 423 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

28番 新田村田町の土地 1,411 m²、農地区分 第一種、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

29番 新田市野井町の土地 2,663のうち403 m²、農地区分 第二種、露天資材置場及び駐車場、仮設事務所用地として一時転用するものです。

30番 新田市野井町の土地 380 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として農地転用するものです。

31番 新田上江田町の土地 270 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

32番 新田大町の土地 254 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

33番 新田萩町の土地 930 m² 外4筆、計4,649 m²、農地区分 農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

牛舎用地として転用するものです。

34番 大原町の土地 202 m² 外5筆、計2,649 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所藪塚庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

建売分譲住宅用地及び道路用地として転用するものです

35番 大原町の土地 303 m² 外1筆、計366 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

36番 大原町の土地 1,833 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田藪塚インターチェンジから半径300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

太陽光発電用地として転用するものです。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番の申請人は太田市内の賃貸住宅に住んでおり、現在の住居では手狭になったため、資金の調達ができたので申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は最近転用された宅地、北側は道を挟んで宅地であり、西側は近いうちに転用申請が予想される畑、南側は通路として確保されている

畑、その南は宅地、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号2番の申請人は、太田市内の賃貸アパートに家族4人で住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になったため、資金の都合がついたので住環境のよい申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の西側は道路を挟んで駐車場、東側は最近転用された宅地、北側と南側は宅地で、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

番号3番、4番について、譲渡人と譲受人が同様であり、申請地も隣接しているため一括して報告いたします。番号3番、4番の申請人は太田市内の市営住宅に住んで美容室を営んでおり、かねてより店舗移転を検討しておりましたが、資金の都合ができたので、住環境と利便性の良い申請地を取得し、自己の住宅と美容室の店舗を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の南側は最近転用された宅地、北側は市道を挟んで工場、西側は東京電力の送電線鉄塔が建っている雑種地、東側は介護付有料老人ホームで、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

番号1番から4番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号5番から22番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 5番、台之郷町の土地、申請人は矢場新町の実家に家族4人で住んでおりますが、独立した家を持ちたいということで、この土地を取得し、自己住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周りが住宅で特に周辺農地への影響はないので、許可相当と決議いたしました。

6番から11番まで、太陽光関係ですが、譲受人が同一なので、まとめて報告させていただきます。東京都西新宿六丁目で発電事業を営んでおり、申請地が見つかったので地上権を設定し、太陽光発電を設置したいという申請です。現地調査をしたところ、6番の南側は太陽光発電施設、東側は道路です。北側は住宅地です。7番は、南側は道路、北側は国道407号です。8番と9番が隣接地です。続きまして10番ですが、現地は、南側は城東中学校、西側は住宅地、東側は農地ですが、6番から10番まで周辺農地に影響がないので許可相当と意見決定しました。

11番は、東側は太陽光発電施設、南側は道路、西側は店舗、北側は農地ですが、農地への支障もないと思い、許可相当と意見決定しました。12番と13番は関連があるので、同時に説明します。譲受人は、太田市内で建設業を営んでおり、申請地の近接地で計画中の建設工事に際し、申請地を借り受け仮設事務所及び駐車場用地として一時転用するものです。期間は6カ月です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

続きまして、14番を説明させていただきます。申請人は共同住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたので申請地を取得し、住宅を新築するものです。現地調査をしたところ、北側、宅地、東側、宅地、南側、農地、西側、農地で周辺農地への影響もないので許可相当と決議いたしました。

続きまして、15番、太田市安良岡町の土地、申請人は市内の賃貸住宅に居住しており、申請土地を取得し、自己住宅を建築するものです。現地調査をしたところ、北側、宅地、東側、水路、南側は道路を挟んで宅地、西側は宅地であり、周辺農地への影響もないので許可相当と決議しました。

続きまして、16番、太田市東長岡町の土地、申請人は市内の賃貸住宅に居住しており、申請地を取得し、自己住宅を建築するものです。現地調査をしたところ、北側、道路、西側、宅地、東側、宅地、南側、宅地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議いたしました。

再度のご審議をお願いいたします。

9番委員

番号17番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は建設業を営んでおり、資材置場等の保管場所が必要であるため、申請地を取得するものです。露天資材置場として利用したいということです。現地を確認したところ、東は道路、北

と南は宅地、西は足利千代田線の幹線道路です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

1 番 委 員

18 番は太陽光発電設置用地としての申請です。許可基準チェックリストに基づく現地調査の結果ですが、東は道路、西は今回 19 番での申請地、南は住宅と畑、北も住宅及び畑であり、周辺農地への影響はなく、地区協議会で許可相当と決議しましたが、再度審議のほど、お願いいたします。なお、東側道路の幅員が狭いため、フェンス設置については配慮が必要と感じられました。また、自社でメンテナンスを行い、除草は年 4 回予定しているとのこと。

続いて、19 番です。こちらも太陽光発電設置用地での申請ですが、周辺には太田太陽光発電所がある地域です。18 番同様、現地調査をしたところ、東は畑、今回は 18 番の申請地及び住宅、西は道路、挟み資材置場、南は住宅、北は桑畑であり、周辺農地への影響はなく、地区協議会で許可相当と意見決定しましたが、引き続き審議のほど、お願いいたします。

続いて、20 番です。20 番も太陽光発電事業用地としての申請で、現地調査の結果、東は住宅、西は畑及び田、南は葦川用水、北は国道 50 号の側道であり、許可基準チェックリストに照らし合わせ、許可相当と地区協議会で決議しましたが、再度審議のほど、お願いいたします。なお、除草は年 4 回予定をしているということです。

続いて、21 番です。21 番も太陽光発電設置用地の申請です。許可基準チェックリストに基づき現地調査をしたところ、東側は畑、不耕作地、西は道路、南は畑、北は住宅及び畑であり、周辺農地への影響はなく、地区協議会で許可相当と判断しましたが、再度審議のほど、お願いいたします。

なお、西の道路の幅ですが、約 2メートルで、北に位置する住宅のいわゆる街道に当たる道で、現在は車に乗らないので問題ないと話しているようですが、将来を考えると、フェンスの設置には相応の配慮が必要と感じておりましたところ、境界より 50cm 内側に設置をするという報告がありました。自社でメンテナンス、草刈り等を行うということです。

続いて、22 番です。22 番も太陽光発電所用地の申請であり、許可基準チェックリストに基づき現地調査をしたところ、既に周辺はソーラーが設置されており、東はソーラーと水路、西は道路及びソーラー、南はソーラー、北はゆり園駐車場であり、周辺農地への影響はなく、許

可相当と意見一致を見ましたが、再度審議のほど、お願いいたします。
以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号5番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

15番委員 最初の同じ東京の新宿ですか、ここで借りているんですけども、地上権というのはどのような形になっているのでしょうか。
事務局 こういった土地を借りてということで権利設定する場合は賃借権と呼ばれるものが一般的には多いかと思うんですけども、今回は地上権ということで、貸し借りというような形で権利設定がされております。法律的には、賃借権は債権という法律形態に該当しまして、地上権につきましては物件と呼ばれる、土地に付随する権利設定ということになりますので、例えば大きな違いとしては、地上権設定の場合ですと、登記のほうに地上権という形で権利が記載されて、賃借権と比べると、どちらかといえば、権利の強さとするとより強いというような意味合いがあるようです。

当然、土地に付随するという権利になりますので、一般的な権利の主張についても、代理人でも対抗できるということになります。どちらがよいかというのは、実際当事者間の考え方ですとか、そういったものもあるので一概には言えませんけれども、いずれにしても、その土地の上空というか、上の部分を使う権利ということで地上権ということで、最近はそのような権利設定での事業というの、いろいろ調べたりするとそういったものも見られるということで、今後、そういった形態も案件の中にも出てくるのではないかと思います。雑駁ですが、以上になります。

15番委員 ということは、金額的なものというのは発生していないの。
事務局 これは当事者間での話になりますので、当然ここを使うということについての金額設定というものも、この資金計画の中でもうたわれております。

15番委員 できれば教えてほしい。あと、何年という……。
事務局 一例を申し上げますと、土地の平米とかということではないので何とも言えないんですけども、年間、例えば約90万円とか、期間設定としては20年とか、そういった形での事案が見られております。金額的には、約3,000㎡で年間90万円ということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 15番委員 16番委員 事務局

ただいまの回答でございますが、よろしいですか。
わかりました。
今月は県外というか、東京都ですとか、特に香川県というのが2件あるんですけども、メンテナンス関係は連絡網というか、連絡事務所というか、そういうものは心配ないですか。
これにつきましては、地区協議会のほうで地区担当から地区の委員さんには説明をさせていただいた経緯がありますけれども、昨今、そういった遠方に本社を構える事業者さんのほうからの進出というのも見られるんですけども、例えば、今回の四国、香川県本社の企業でいいますと、この近隣ですと、桐生とか、群馬県内ですと沼田とか、その辺にも既に設置の事例があるということで、今回たまたまこの18と19の会社がグループ会社ということもございますので、グループ会社で共同して県内の他の設置している太陽光発電施設とあわせて現地確認であったりとか、あとは状況に応じて随時除草、保守管理等を行うということで報告を受けております。
こちらにつきましては、ホームページとか、そういったものも掲載しているような形で、信憑性のある会社ということで判断しておりますので、我々のほうも保守管理については、もちろん今回の案件に関しては念を押してということはありませんけれども、そういった形での計画が聞き取れました。以上、よろしく願いいたします。

議委員 議長

ほかにご質問ございますか。
なし。
ほかにはないので、採決いたします。番号5番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号5番から22番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号23番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員

番号23番について、第3地区協議会において許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は、現在アパートを借りて住んでいますが、家を新築し、独立した世帯を構えたいと思っていて、このたび、資金のめどが立ち、親に了解が得られ、申請するものです。現地を確認したところ、東側は道路、南、西側は農地、北側は宅地となってお

り、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号23番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号23番を許可とすることに決定します。

議 長 続いて、番号24番と25番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

14番委員

番号24番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は申請地を売買にて取得し、太陽光発電設備を設置する案件です。現地を確認した結果、申請地の東側は墓地、北側は半分が譲渡人の住宅、半分は畑です。西側は道路を挟んで畑、南側は道路を挟んで住宅になっております。周辺農地への支障、問題なく、また、被害が生じた場合には速やかに善処するとのことですので、許可相当と地区協議会で意見決定しました。

続いて、番号25番について、基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。現地確認した結果、譲受人は申請地を会社の資材置場、駐車場として使用するために売買にて取得する案件です。申請地は不耕作の畑で、東側は譲受人の会社の駐車場、資材置場等で、北側は道路を挟んで住宅、また、西側は、半分は地区自治会住宅、残り半分は地区自治会の雑種地になって、南側は住宅になっております。周辺農地への支障、問題もなく、協議会では許可相当と意見決定しました。

番号24番、25番について、再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号24番と25番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 24 番と 25 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 24 番と 25 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 26 番から 33 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委 員 26 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は借家に住んでおり、子どもが生まれ、将来のことを考え、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、北は住宅、南は畑、東は畑と道路、西は畑になっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

続きまして、27 番について、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は住宅と畑になっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 9 番 委 員 番号 28 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は建築業を営んでおり、経営規模拡大に伴い、現在、一部使用してしまっている申請地を是正、取得し、不足する駐車場、資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、西、北側は道路、東側は農地、南側は宅地、一部農地となっておりますが、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

2 0 番 委 員 29 番について報告いたします。許可基準チェックリストに基づき現地調査を行い、第 5 地区協議会で審議した結果を報告いたします。譲受人は建築業を営んでおり、今年 2 月に許可になった生品郵便局建築工事を請け負うことになりました。隣接する申請地を借り受け、露天資材置場、駐車場及び仮設事務用地として一時転用するものです。周囲は、西側は住宅、北側は 2 号線の道路、東側はコンビニ、南側は不耕作の農地であり、周囲の農地には支障がないことから許可相当と意見決定しました。

続いて、30 番について報告いたします。申請人は現在借家に住んでお

- り、子どもの成長に伴い資金の都合もついたことから申請地を妻の父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側と西側は道路、南側は父親の農地、東側は議案3号3番で是正した父親の宅地であり、周囲の農地には支障がないことから許可相当と意見決定いたしました。
- 29番、30番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 2番委員 続いて、31番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人はアパートに住んでおり、住宅建築資金の都合がついたので母より申請地を借り受け、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は、東は道路、西は宅地、北は宅地、南は譲渡人の農地で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 15番委員 番号32番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は、妻の父より借りて住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北が道路、西、東は住宅、南は農地で、周りへの支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 続いて、番号33番について、調査した結果は、譲受人は畜産業を営んで、今回、規模拡大に伴い新たな土地を入手して畜舎を増築したいとのことです。現地を確認したところ、西側は畜舎、南は道路を挟んで農地、東は水路を挟み道路、北は農地で周りへの支障もなく許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より、番号26番から33番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号26番から33番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号26番から33番を許可とすることに決定します。
- 議長 続いて、番号34番から36番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号34番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき

現地確認等の調査を行いました。譲受人は建設業、不動産業を営んでおり、住宅に適した申請地を取得し、建売分譲住宅及び道路として使用するものです。周囲は、北が道路、東、南が住宅、西が畑となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号35番について、譲受人は借家に住んでおり、子どもも生まれ、手狭になったため申請地を祖父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は、北が住宅、西が道路、東、南が畑となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

17番委員

続きまして、36番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、議案第4号1番と関連しますが、譲受人は発電事業を営んでおり、日当たり良好な申請地に太陽光発電を設置するものです。現地を確認したところ、南と東は道路、北は宅地と農地、西は宅地です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。34番から36番、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号34番から36番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号34番から36番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号34番から36番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定期総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 続きまして、議案第6号 今年度の下限面積の設定について下記のとおり定めるので決定を求めます。

事務局より提案をお願いいたします。

事務局 議案第6号 下限面積の設定についてでございますが、これは農地法

第3条で、農地に権利を設定する場合及び権利を移転する場合に必要な耕作面積の下限を定めるものです。

平成22年12月22日付で農業委員会の適正な事務実施についてが一部改正され、農業委員会が毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

今年度の下限面積の設定について下記のとおり定めることについて決定をお願いするものです。

現在、太田市の下限面積は50aと設定されておりますが、この面積は管内の農家の経営規模と耕作放棄地の割合から判断して定めることとされております。

農家の経営規模は、農地法施行規則第17条第1項に基づく判断になりますが、これは区域内農家の経営規模が小さい地域は50a以下と定めてもよいということになります。

太田市の状況では50a未満の経営規模の農家の割合が全農家の4割以上に達していなく経営規模が小さい地域には該当しません。また、遊休農地の割合が1.30%であり、農地法施行規則第17条2項で定める遊休農地が著しく多い地域にも該当しないため、下限面積の変更を行わないことと提案させていただきたいと思っております。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | 事務局の提案が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決したいと思います。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、原案どおり決定いたします。 |
| 議 | 長 | 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、5月分の許可証の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。 |
| 事 | 務 | 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に |
| 局 | | |

ついて3件提出されております。

内訳につきましては、田1筆437.00㎡、畑6筆2,811.00㎡、計7筆3,248.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について21件提出されております。

内訳につきましては、23ページをごらんください。田18筆9,495.00㎡、畑11筆4,298.00㎡、計29筆、13,793.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は7件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は10件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等についてご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 質問等もないようですので、続いて、協議事項、農業委員会事務の実施等の公表についての決定を求めます。

事務局より提案をお願いいたします。

事務局 協議事項(1)農業委員会事務の実施状況等の公表についてということですが、農業委員会は平成21年に通知された「農業委員会の適正な事務実施について」により、事務の執行に当たっては、法令事務の的確な執行及び総会等での審議結果等を公表しなければなりません。

これに従いまして、太田市農業委員会におきましても平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定し、公表する必要があるため、別紙資料のとおり(案)を作成しましたので、ご説明させていただきます。初めに、平成30年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)でございますが、大きい2番、担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、昨年度は9haが新規に集積されました。めくっていただきまして、大きい4番、遊休農地に関する措置に関する評価につき

ましては、農地パトロール等、皆さんのご協力によりまして17haの遊休農地を解消することができました。大きい6番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、昨年度の農地法第3条に基づく許可事務や情報の提供等についての件数及び実施内容について記載しております。平成30年度の点検・評価につきましては、大体今ご説明したとおりでございます。

続きまして、もう1つ、枚数で3ページになっているものがありますけれども、そちらが令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてございます。同じく大きい2番、担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、今年度の目標として、新規集積面積を昨年度と同様の10haとしております。大きい3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、今年度の参入目標を1経営体としております。大きい4番、遊休農地に関する措置につきましては、昨年と同様、解消面積を10haとしております。大きい5番、違反転用への適正な対応につきましては、是正指導や発生防止の取り組みを行い、違反転用の削減に努めます。

以上で農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

- | | |
|-------|--|
| 議 長 | ただいま、事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 員 | なし。 |
| 議 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
事務局提案のとおり、農業委員会事務の実施状況等の公表について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 長 | 全員賛成でありますので、農業委員会事務の実施状況等の公表について原案どおり決定いたします。 |
| 議 長 | 続いて、協議事項、令和2年度農林関係税制改正に関する要望についての決定を求めます。
事務局より提案をお願いいたします。 |
| 事 務 局 | 協議事項(2)令和2年度農林関係税制改正に関する要望についてご説明させていただきます。5月7日の地区協議会において要望の取りまとめをお願いいたしました令和2年度農林関係税制改正に関する要望 |

につきまして、別紙資料のとおり要望をお取りまとめしましたので、群馬県農業会議に提出してよろしいかご協議をお願いいたします。

- 議 長 ただいま事務局より提案がありました。この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
事務局提案のとおり、令和2年度農林関係税制改正に関する要望について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、令和2年度農林関係税制改正に関する要望について原案どおり決定いたします。
- 議 長 その他、新規就農者聞き取り調査用紙について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 新規就農者聞き取り調査用紙についてでございますが、昨年度にも皆様にお配りさせていただいたんですけれども、各地区におきまして新規に就農した方がいらっしゃいましたら、配付させていただきました新規就農者聞き取り調査用紙にご記入していただきまして、情報をお寄せいただくとありがたいと思います。
こちらの情報につきましては、東部農業事務所や農業政策課へ情報提供を行いまして、新規就農者の育成、定着に結びつけたいと考えております。
この新規就農者なんですけれども、余り難しいことは、資格等は気にせず、ご近所で新しく就農を始めた方がいらっしゃいましたらご記入していただきまして、提出していただければと思います。
よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。
- 6番委員 それは、期限はいつまでですか。
- 事 務 局 いつでも結構です。ご近所でお話を伺ったら聞き取りをしていただいて、書いて提出していただければ結構です。よろしくをお願いいたします。
- 6番委員 わかりました。
- 議 長 ほかにご質問はございますか。

委
議

員
長

なし。

質問等もないようですので、以上で第23回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年6月10日（月） 午後3時20分